

第一回構想委員会

「知的財産推進計画 2025」の検討に向けた論点に関するコメント

ワシントン大学ロースクール 竹中俊子

1. 主要課題の他に議論すべき論点

- A) 循環経済やサステナビリティを考慮した技術革新や新たなビジネス機会の創生の知財による奨励という観点が多く示されていない。EU の Industry 5.0 では特に自律可能な社会の創造が 3 本柱の一つとなっていて、日本でも経産省が成長志向型の資源自律経済戦略を打ち出している。島国である日本は地球温暖化の影響を大きく受けていることもあり、知財を使って循環経済構築の後押しをしていくことが喫緊の課題。

2. IP トランスフォーメーション

A) AI と知的財産権

- ① 去年までは侵害予防や救済といった後向き志向の見直しを中心だったが、AI 利用の活用、発明・創作活動の奨励という前向き思考の見直しが必要。
- ② AI 利用発明著作物の共同発明者・創作者の範囲や職務発明・著作者の帰属や補償制度の見直しや、将来アメリカ等で訴訟となったときの AI 利用

程度の立証の問題等について日本企業は準備しておくことが必要。

B) 知財創造力と人材多様性

- ① 多様性はマイノリティーである女性や身体障害者、外国人という当人の問題だけではなく、その周りの上司や職場関係の問題として認識すべき。去年行った特許庁の調査では、イノベーションだけでなくビジネス、特にスタートアップの成功にジェンダーのポジティブな影響が実証研究で確認されている。加えて、多様性の低い社会では、優秀な配偶者を持つ研究者を学国から引き付けることはできない。(ワシントン大学で優秀な教員を雇う場合、配偶者も教員・研究者であることが多く、その就職先が必ず問題となる。) 具体的な施策を行い女性研究者や外国人研究者に魅力的な環境を作り、多様な背景を持った研究者数を増やすことが国際競争力強化のための重要課題。
- ② 記憶中心の日本の教育を、AI 活用による創造性中心の教育に転換していくことが必要。子供の頃から、どのように AI を活用し発明したり絵やビデオを創作したりするかについて実習する機会を設けて、その中でどのようなものが保護の対象となり、他人の知財を侵害する可能性があるかについて知財教育していくことが望まれる。

3. クールジャパン・コンテンツ

A) 食品

- ① 日本では、優れた冷凍・レトルト技術により、あらゆる種類の和食を海外に輸出する機会があるのに、アメリカや欧州で市場に流通する食品は限られている。一方、日本食と称した外国製食品や食材が流通している。英語への翻訳や添加物の問題が障壁となっているようだが、高齢化による健康志向の高まる欧米の市場は大きい。是非、障壁を乗り越えて、日本で可能なような食品のサブスクリプションサービスを可能にして欲しい。また、EU 政府のように、GI を行使して日本製でない和食の取り締まりを強化するとともに、宣伝等で和食の価値を向上させることが必要。

B) ファッション・コンテンツ

- ① 意匠法は改正後も、登録がとりにくく、保護範囲が狭い状況が続いている。また、応用美術の保護も限られている。EU やアメリカでは、商標（不正競争防止法）、意匠、著作権の複合保護が常識となっている。登録が要らない不正競争防止法や著作権法の保護は、中小企業が多いファッション業界では重要な役割を果たすが、日本では欧米と比べ、登録の無い知財の権利行使は困難。
- ② 日本でも保護の基準や方法が確立していないキャラクターの保護について

て、世界的に調和した法的根拠や基準を確立すべきである。

- ③ 以上のトピックについては、11月と来年3月に、日米欧の知財専門家が講演するパリの [IESEG School of Management](#) でセミナーを開催予定。

以上。